

6月から下水道使用料が変わります

将来にわたって安定的かつ持続的に下水道事業を運営するため、令和6年6月から下水道使用料を改定します。 下水道使用者の皆さんにはご負担をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

間建設課下水道業務担当 (☎ 594-5555)

なぜ改定が必要なの?

市では、平成21年から約15年にわたり、経費削減に努め、現行の下水道使用料を維持してきました。 A しかし、現在の下水道使用料収入だけでは下水道サービスにかかる費用を賄えず、不足分は下水道を使しかし、現在の下水道使用料収入だけでは下水道サービスにかかる費用を賄えず、不足分は下水道を使 用していない人を含む市民の皆さんが納める市税等から補てんしている状況です。さらに、今後も人口 減少等による下水道使用料収入の減少や施設・設備の老朽化による更新費用の増大が見込まれており、 下水道サービスの維持には事業の健全化が必要なためです。

上水道料金も高くなるの?

△ 下水道使用料のみの改定であり、上水道料金に変更はありません。



新使用料への切り替え時期

下水道使用料は上水道の使用水量を基に算定し、原則とし て2か月に一度、上水道料金と合わせて桶川北本水道企業団 が請求します。令和6年6月使用分から新使用料になります。

検針月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
奇数月	● 旧位	東用料 検	● 旧使用料 針日	新使用料検	● 針日	
偶数月		針日	使用料	新針日	使用料	● 針日

使用料算定基準 1か月の汚水量に対する金額(税抜)

	汚水量		Ш	
基本料金	~ 8㎡まで	600円		
	8㎡を超え 20㎡まで		100円	
	20㎡を超え 30㎡まで		105円	
超	30㎡を超え 40㎡まで	1 ㎡あたり	110円	
超過料金	40㎡を超え 50㎡まで		115円	
金	50㎡を超え 100㎡まで		125円	
	100㎡を超え 500㎡まで		135円	
	500㎡を超えるもの		145円	

	新	差額
	700円	+100円
	115円	+15円
	120円	+15円
	125円	+15円
	130円	+15円
	140円	+15円
	150円	+15円
	160円	+15円

	700円	+100円
	115円	+15円
	120円	+15円
	125円	+15円
	130円	+15円
	140円	+15円
	150円	+15円
	160円	+15円

下水道使用料新旧早見表 2か月の汚水量に対する金額(税込・円)

	污水重	⊒	籾	左 額		污水重	⊒	耓	左 額
	1 m²	660	770	+110		26m²	2,420	2,804	+384
						27m²	2,530	2,931	+401
	2.3					28m²	2,640	3,058	+418
	2㎡∼ 16㎡	1,320	1,540	+220		29m²	2,750	3,184	+434
10	10111				30m²	2,860	3,310	+450	
						31m²	2,970	3,437	+467
	17m²	1,430	1,666	+236		32m²	3,080	3,564	+484
	18m³	1,540	1,792	+252		33m²	3,190	3,690	+500
	19m³	1,650	1,919	+269		34m²	3,300	3,816	+516
	20m²	1,760	2,046	+286		35m²	3,410	3,943	+533
	21m²	1,870	2,172	+302		36m²	3,520	4,070	+550
	22m²	1,980	2,298	+318		37m²	3,630	4,196	+566
	23m²	2,090	2,425	+335		38m²	3,740	4,322	+582
	24m²	2,200	2,552	+352		39m²	3,850	4,449	+599
	25m²	2,310	2,678	+368		40m²	3,960	4,576	+616

お手元の検針票と比較すると、 改定後の使用料を確認できます



12,826

+1,606

100m

11,220

令和5年度住民税が非課税の世帯に追加で7万円を支給

(電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援追加給付金)

園共生福祉課地域共生担当(☎590-5566) ※個人情報保護のため、電話ではお答えできない内容もあります。

電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世 帯(住民税非課税世帯)に対し、追加で現金給付を行います。

対象世帯には、「給付決定通知書」(はがき)、または給付を受けるための「確認書」を郵送します。



対象者

令和5年度住民税が非課税の世帯

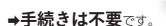
- ・基準日 (令和5年12月1日) 時点で北本市に住民票があること
- ・世帯全員の令和5年度住民税均等割が非課税の世帯であること
- ※住民税が課税されている者の扶養親族のみで構成されている世帯は除く

支給額

7万円/1世帯あたり

受給方法

2月上旬までに 「給付決定通知書」 が届いた世帯



令和5年7月支給の給付金(1世帯3万円 給付)と同じ口座に2月16日(金)頃振 り込みます。

2月下旬までに 「確認書」 が届いた世帯



→手続きが必要です。

「確認書」に必要事項を記入し、 返送してください。

令和5年7月支給の給付金(1世帯3万円給 付) 受給時から世帯状況が変わっている世帯、 辞退した世帯、代理受給した世帯が対象です。

以下の人は対象者であっても「確認書」が届きません 受給には申請が必要です

■令和5年1月2日~12月1日に 他市区町村から北本市へ転入した世帯

転入前の市区町村で、令和5年度住民税が非課 税の世帯は支給対象です。

■所得を申告していない世帯

令和4年分の所得を申告していない人は、税申 告をお願いします。税申告の結果、「非課税世 帯」に該当すれば支給対象です。

申請書類を市に提出してください

期間 2月1日(木)~5月31日(金)

提出方法 共生福祉課地域共生担当

(〒364-8633 北本市本町1-111、

☎ 590-5566) へ郵送または直接。

申請書類

- 申請書 本人確認書類
- □給付金の振込みを希望する□座確認書類
- ・住民税均等割のみ課税世帯への給付金(10万円)
- ・18歳以下の子どもがいる場合の加算分(1人あたり5万円)※世帯給付の実施後に別途給付の見込み についても、給付の準備を進めています。詳しくは広報きたもと3月号でお知らせします。

2024年2月1日発行

広報きたもと No.1032